

令和5年度食の安全安心推進部会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年11月24日（金） 10:00～12:00
- 2 場 所 県庁3号館6回第3委員会室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり。
- 4 議事要旨

(1) あいさつ （保健医療部 岡田次長）

本日は公私ともご多忙の中、「令和5年度 食の安全安心推進部会」にご出席いただき、ありがとうございます。また、平素より本県の食の安全安心行政の推進に格別のご理解とご尽力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

保健医療部として3年間最重要課題で取り組んで参りました、新型コロナも5月に感染症法上の位置付けが5類に移行しました。夏頃に感染者数が大きく増加しましたが、現在は医療機関における定点あたりの感染症者が1週間あたり1.63人に減少している状況です。

一方、インフルエンザについては、通年よりも2、3ヶ月早く流行をしており、定点あたりの患者数は、10月をピークに先週まで2週続けて減少していましたが、現在は横ばい状況です。県の保健所管内では、警報レベルの1週間あたりの患者数が30人を超えている地域が7地域あり、まだまだ注意が必要な状況です。

新型コロナについては、過去、年末年始に流行したこともありますので、県民の皆様には引き続き、手洗い、マスクの着用など適切な感染対策をお願いしているところです。

最近の食の安全安心に関しましては、政令市、中核市を含めた県内の食中毒事件数が昨年に比べて増加していることが挙げられます。令和4年1年間の食中毒事件数が10件だったのに対し、令和5年は10月末現在ですでに17件の発生があり、倍増している状況です。病因物質については、ノロウイルスが6件と一番多いものの、カンピロバクターやウエルシュ菌、キノコ、寄生虫など多岐に渡っています。コロナ以前と比べて特に事件数が多いという訳ではありませんが、人の交流が増えてきたということに起因するものではないかと考えているところです。全国的には、駅弁や加熱不十分なハンバーグを原因とする大規模で広域な食中毒事件や、イベント会場で提供されたマフィンの回収など、地域で交流が増えたことに起因するような事案がニュースなどで報道されています。

兵庫県としては、これから人の交流がさらに増えるクリスマスや年末年始を迎えますので、食中毒の発生や違反食品の流通を防止するため、飲食店等への監視指導を徹底し、食の安全安心の確保に努めていきたいと考えています。

本日の部会では、昨年度策定した第4次「食の安全安心推進計画」に基づく

今年度の取り組み状況について、それぞれの所管課から説明させていただき、また、県版HACCP認定制度に関する内容につきましても説明をさせていただきます。委員の皆様方には、それぞれの専門の分野、或いはお立場から忌憚のないご意見をちょうだいし、我々今後の施策等に活かしていきたいと考えております。限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 食の安全安心推進計画（第4次）を踏まえた令和5年度の取組状況
資料1に沿って事務局から取組状況について説明。

○審議内容

(柳本委員)

資料p5「食品の適正表示に関する監視・指導の徹底」の「食品表示法に違反した事業者への指示又は命令の年間件数」が9月末時点で「0」であるが、その下の「食品表示に関する相談受付件数」は278件あがっている。これは命令とまではいかない違反で、指導やアドバイスによる表示内容の修正等があった結果と思料するが、この関連性を教えてほしい。

資料p6「食品検査の充実・強化」の「年間目標食品検査実施検体数の達成率（政令・中核市除く）」の9月末での達成率が52%となっている。我々メーカーは日々、価格以外の部分に付加価値を付けながら新商品を開発しており、食品のカテゴリーも増えている状況であるが、食品検査の検体を選び方も商品開発のトレンドに応じて実施する必要があると考えるが、状況を教えてほしい。

資料p7「食中毒の未然防止対策の推進」の「食中毒の年間事件数（政令・中核市除く）」が9月末時点で「3件、141人」と多い印象で、八戸市で最近あった事件のようなことが報道されると我々県民も注意するところである。兵庫県でも様々な食中毒予防対策が実施されていると承知しているが、更なる強化をお願いしたい。

(事務局)

まず、表示について「食品表示法に違反した事業者への指示又は命令」は行政処分で全国に公表するようなものを指す。委員にご理解いただいているとおり、行政処分に至るような事例はなかったが、278件の相談や指導があったという資料になる。

生活衛生課で受ける相談は衛生事項に関する表示になるが、大半は事業者からの「表示の内容をどうすれば良いか」といった相談である。その他、消費者から陳列されている食品の表示の内容の誤りや抜け等について通報があった場合は、保健所で調査し、指摘事項があれば指導している。

食品検査に使用する検体の選定については、食品衛生法で規格基準（禁止薬品や細菌数等）が定められている食品を選定して検査を実施している。食品には

色々なカテゴリーやトレンドがあるが、選定する食品については、毎年会議を行ってトレンドや他府県における違反事例も踏まえて決定し、検査項目は白黒しつかり判定できるように検査している。

(三宅委員)

表示に関連して、資料 p 5 「食品等のリコール情報の届出件数」が記載されているが、先ほど説明のあった相談や苦情との関連性はどのようなものか。

(事務局)

このリコールの届出には、アレルギー物質の表示の抜け等を保健所職員が発見して、事業者自らが食品を回収し届け出ているものがあるが、回収命令等の行政処分をかけた事案も届出されている。

(三宅委員)

その関連性が資料では少しわかりにくいので、今の説明を盛り込むと良いと思う。

(岩井委員)

飲食店等の食品等営業施設には、食品衛生責任者を設置する義務がある。しかし、講習会受講予定の状態では保健所に許可申請し、許可を取得した後も講習会を受けず、責任者不在の状態では営業しているケースが全国的にある。令和5年8月に厚生労働省の食品安全審議会から、このようなケースがないよう通知が出されている。

p 6 下段から p 7 上段の『(8) HACCP に沿った衛生管理の推進』の中で、食品衛生責任者養成講習会の受講数の記載があるが、この受講者数は全員が受講しているのか。公益社団法人日本食品衛生協会が開催する e ラーニングも活用して、各施設に食品衛生責任者が 100% 設置されるよう指導を強化してほしい。

また、食品衛生責任者は新しい知識を習得するために、定期的の実務講習会を受ける義務があるが、p 7 『食品等事業者に対する食品衛生講習会の年間受講者数』は実務講習会なのか。また、これが実務講習会でなければ、今後どのように実務講習会をどのような形で開催するのか。

(事務局)

令和3年6月の改正食品衛生法の施行により、原則、食品等営業施設には食品衛生責任者の設置が義務化されているが、講習会を受講しないで営業している事業者が存在していることについては承知している。監視の際に受講を促す等指導しているところであるが、食品衛生責任者が 100% 設置されるよう指導強化の方法等については今後も検討する。

『食品等事業者に対する食品衛生講習会』は、いわゆる実務者講習とは異なり、責任者に限らず従事者等を含め、対象を広く設定して開催している。

各自自治体とも色々工夫して様々な形で実務者講習会を開催しているところであるが、兵庫県では衛生講習会を実務者講習会として整理している。これがベストではないことは承知しており、開催可能な形で、より良い方法を検討していこう

と思っている。

(三宅委員)

この問題は、各事業所に対する監視指導等と複合的に組み合わせながら、1つの目標点に達するよう、ステークホルダー全体でやっていくべきことであり、非常に重要な点を指摘していただいたと思うので、良い形になるように努力していただきたい。

(八木委員)

資料1の全体を見ると、目標そのものが数値目標になっているもの(例:p7(9)食中毒件数)、行政機関の取組回数が数値目標になっているもの(例:p3(3)貝毒検査回数)、そもそも行政がやること自体が目標として設定されているもの(例:p4(5)食品営業施設等への監視回数)、の3つが混在している。

望ましい目標の設定は、例えば「食中毒をゼロにする」という目標に対して、行政が実施すべき取組みがあつて、その内容に沿って回数を設定するべきだと思うが、数値のところ目標そのものが入っている項目は、行政が何を努力するのかが図れない。事業の実施回数を増やすべきなのか、もしくは新たな取組みをするのか等、精査して行政機関が努力することを数値目標にするべきではないかと思う。今年度はこの目標設定で進んでいるので、今すぐ修正は難しいと思うが、今の状態では行政が頑張っていること、達成されていることが分かりにくいいため、次年度の計画を立てるときにそこを修正いただきたい。

また、講習会の数が回数で設定されているものと、受講者人数で設定されているものがある。意味合いが違うのであれば、その設定で構わないが、本質的には人数であるべきだと思う。その辺も整えていけると感じた。

いずれもすぐに修正はできないと思うので、コメントとする。

(森垣委員)

農業分野、特に生産段階のことについて質問する。

p9に「ひょうご食品認証制度の推進」のについて数値目標があるが、令和4年度の実績が5年度の計画目標をすでに超えている。すでに5年度の目標を超えている計画については、第4次計画の5年間の目標数値を大切にするのか、計画を見直して、次の目標を立てて考え方を広げていくような方向性を考えているのか教えて欲しい。

農業分野についてもう1点、p1一番下に「GAPの普及啓発を図る」と記載があり、特に目標数値は設定されていない。

JAGグループでもGAPをキーワードの1つにしており、全国ではGAPの取得を目的としているところや、GAPの手法を農業に持ち込むという手続きを目標にしているところがある。福島では県GAPを作っているとか、京都では宇治茶のGAPを作っているとか色々な取組みがあるようだ。

兵庫県のホームページを見るとGAPの普及啓発について色々書いているが、

数値目標がない中で、どこを目標到達、努力目標にし、どのようなことを重点として今後を考えているか。

(事務局)

認証食品の認証については、農林水産部で作っている「農林水産ビジョン」との整合をとっており、本推進計画単体で数値目標を掲げるというわけにもいかないため、今の計画目標になっている。

GAPについては、GAPに取り組む段階と、取り組んだ上で第三者認証を取得するという段階の2段階があると兵庫県では考えている。認証を取るという部分については、商売上、いわゆる認証取得に係る経費がペイできる形態であれば、ぜひ取ってもらいたいと思っているが、事業者ごとに考え方が異なるため、県として目標値は設定していない。

一方、GAPに取り組む段階については、全ての農業者に取り組んでももらいたいと考えているが、元々GAPの考え方が、いわゆる畑、農業機械の倉庫、作業場といった農場をより良く管理していくという考え方であり、ゴールや達成点がある取り組みではない。どの事業者においても毎年、改善していく部分があると思うので、全員が取り組むという意味で目標設定はしていない。交通安全研修と一緒に、GAPに取り組んでも忘れていくところが出てくるので、全農業者が研修を受けるような機会を作っていくことを行政の目標にしている。

(森垣委員)

J Aグループと一緒に頑張ってご協力いただきたい。

(藤本委員)

p 11の「青年向け食中毒予防教室の開催」に意見を述べる。今後、親元を離れて自活していく高校生を中心に啓発しているとのことであるが、大学生も加えてもいいのではないかと。高校生の時点では親元にいる学生が多く、何となく漠然と捉えるケースが多いと思う。一方、大学生だとすでに一人暮らしで自活をしている学生も多く、自分事として捉えることができるケースが多いと思うので、大学との連携も検討していただければと思う。

(事務局)

高校生だけ啓発すれば良いと考えている訳ではなく、高校生から事業者まで、全世代に向けての啓発が必要だと考えている。どちらかと言うと、これまでは高校生等の学生向けの啓発が手薄だったため、重点的な事業として今回立ち上げた。今後は、折を見て対象を広げていきたいと思っており、大学生を含めているような世代にアピールする方法は考えていきたい。

(三宅委員)

藤本委員は大学に所属する立場からの発言だと思うので、事務局には是非ご検討よろしくお願ひしたい。

(3) 兵庫県食品衛生管理プログラム認証制度（県版HACCP）の今後について

資料2に沿って事務局から兵庫県のHACCP認証制度、全国の自治体HACCP認証制度の状況及び制度の見直しを検討する方針について説明。

(三宅委員)

兵庫県版HACCP認定制度は、ずいぶん前にスタートし、これまでに一定の役割を果たしてきたところであるが、食品衛生法の改正により、法の中で食品等関連事業者全体にHACCPへの対応を求めるという方向に変わった現状において、法改正以前の認証制度を今もそのままの形で引き続き運営している自治体は全国的にも非常に少数である。その中で今後、県としては見直す方向であり、具体的にどう見直すかはこれから様々な情報に基づいて議論を進めていくということではあるが、委員には、まず見直すということに対してのご意見をいただきたい。

事前に県と意見交換したが、この制度の立ち位置が少し微妙な部分があり、制度の認定基準に少し問題があるということであった。考え方の1つとして、ニーズがあるかどうかである。法の中で取り組むことが義務化された現状において、それでも認証システムがあった方が良いという、事業所側にニーズがあるかどうか。その情報収集はやっていただけると聞いている。今後、他にもこういうことをやったらいい、或いはここは残した方がいい等意見をお願いしたい。

(八木委員)

法という大枠が変わった現状で、制度の見直しは当然のように私は思う。ただ、見直し方が大切で「こうしなければならないから」というよりは、三宅委員が言うように、地域や事業者のニーズや要望を聞き取って、より良い形にするための制度の見直しは望ましい。

(森垣委員)

HACCPの制度についてあまり詳しくないので教えてほしい。法の枠組みは励行的な義務化に感じるが、県の認証制度を廃止した場合において、悪事を働いた事業者に対する罰則規定等の縛りを設けるとするのは考えられないか。

(事務局)

兵庫県のHACCP認定制度は、事業者の手挙げによる知事の認証制度である。事業者が行う衛生管理が県の認定要件に合致していれば認めるもので、罰則規定はない。食品衛生法の中で、全ての事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務化されているところであるが、その義務に従わなかったからといって、すぐに事業者に対し罰則規定を与えるというようなことはない。指導に従わず、罰則規定が適用されるケースも今後は出てくるかもしれない。

(三宅委員)

食品衛生法が改正された直後に、何人かの委員の方から県の認定制度について意見があったと記憶しているが、柳本委員いかがか。

(柳本委員)

県版HACCPの認証制度は、より良い衛生管理が進むというような役割を果たせるように思うが、兵庫県の各企業の実態と必要性の見極めが必要だ。

今後、法改正で国のHACCP認証が法的にルール化されたり、罰則規定が出てくる可能性も含め、法的な規制と実態との兼ね合いを見極めて段階的に見直す等の検討も必要ではないか。

(三宅委員)

それぞれの地域によって産業構造が違うこともあって、自治体によって対応や判断基準が異なると思うが、兵庫県は兵庫県として、適切に県民と事業所に対応しながらの判断になると思う。これまでの経緯の中にも底上げという役割があり、業種によって漏れがあったかもしれないが、いわゆるHACCPの考え方を取り入れた事業者が、より高い衛生管理を目指す取組みを公に認証するというシステムは非常にありがたいと思う。あるいは、そういう意味合いにおいては、事業者の意見を聞く必要があるが、認証レベルを1つにせず、タイプAとかタイプBとか段階的により良くなっていくようなシステムも、もしかしたら選択肢としてはあると個人的に思う。

(岩井委員)

私が兵庫県食品衛生協会の会長になったとき、国の認証制度が非常に高い基準で、もう少し易しいのが兵庫県版HACCPだと誤解していたが、県の認定が非常に高度な内容を求めていることが分かり、国の制度と県の制度の並存、並立することが非常に大切だと感じた。

資料の中で、それぞれの自治体が実施していたHACCP認定制度は、法改正後に廃止したり、新しい制度として運用している自治体が多いようだが、その中であって兵庫県は、兵庫県の特色を活かした独自の取組みを期待したい。

(三宅委員)

1つ言い忘れていたが、話を聞いていて一番の大きな問題と感じたのは、認定に何年もかかる制度というのは、現代の事務に即してないと思う。そういう意味では、先ほどちょっと話した、レベル分けして認証を短期間とするようなやり方も1つの方法かと思う。

(藤本委員)

資料のスライド10枚目にあった新規申請数と廃止数の関係性が良くわからなかったが、廃止数というのは認定からの有効期間である3年を過ぎたものと理解したら良いのか。

(事務局)

廃止数については、3年の有効期限を過ぎて更新しなかった施設と、事業者自らの意思で廃止届を出したものをカウントしている。廃止理由は色々あるが、衛生管理レベルが上がり、国際認証を取得するから県の認定は辞めるという事業者もいる。新規申請は、認定制度に手を挙げて申請し、それが認められた数を年度ごとに計上しており、更新申請は入っていない。

(柳本委員)

資料の中に兵庫県の制度は令和5年末に廃止という言葉が書かれているように思ったが、認定制度を純粹に廃止するのか。入門編のような形の制度を変更して、県全体の啓発を促進するとか、そういった部分は如何か。

(事務局)

委員から確認いただいた部分（令和5年末に廃止）は、おそらく資料のp15の滋賀県の部分かと思う。兵庫県の認定制度については、廃止するかどうかも含めてこれから検討する。国の制度とも齟齬が生じており、色々なニーズも確認して見直していく予定だ。

(八木委員)

認定の廃止をする事業者が増加傾向とのことで、ウェブサイトを確認していたところだが質問したい。廃止している業態（工程）に偏りはあるのか。それともまんべんなくバラバラと廃止しているのか。

(事務局)

そこまでの詳細は把握できていないというのが正直なところであるが、調べた印象では廃止の業態（工程）に偏りはなく、全体的に廃止が増えていると思う。ただ、制度開始頃に認定を取得された事業者（食肉工程）はありがたいことに続けていただいているような印象ではある。

(八木委員)

一律では語れない部分があって、規模だったり業態だったりがあると思料するので、そのあたりを勘案されると良いと思う。

(三宅委員)

県としては、今すぐ制度を変えるというより、来年度からじっくり時間をかけて見直しされると思うので、ご意見等あれば事務局に連絡されたい。

最後になるが、前半部分の取組状況について、コメントさせていただく。

食の安全に関する啓発等、同じテーマの事業を各課で実施しているように思う。縦割りの部分があることも想像するが、もう少し整理して、より効果的なことができないかと感じる。

食育との関連でいうと、資料のp11の上から2つめの県民躍動課の「◎食の安全安心にかかる講演会等の開催」や、最後のページの主な取り組みの3番の事業は、食育と共同でやったらいいと思う。より効果的に、届ける属性を絞ったやり

方ができると思うので、検討いただきたい。

(4) おわりのあいさつ (生活衛生課長 廣田義勝)

本日は長時間にわたりまして、貴重な意見を賜りましてありがとうございます。

暖かいのは今日までで、明日以降、寒くなるようですので、お身体に気を付けていただきたいと思います。冒頭、次長から挨拶させていただきましたが、季節性インフルエンザが流行しています。例年、1月を超えてからの流行が多いところですが、すでに流行している状況を踏まえ、コロナ対策で培った感染防止対策をしていただければと思います。

本日は食の安全安心推進計画の内容、取組状況につきまして、貴重なご意見いただき、兵庫県の施策の展開も工夫していかなければいけないと考えております。今年度の内容を大幅に変えることはできませんので、補足を加えながら説明していければと思っています。

また、中でも連携を加えながら、できるだけ効果的な発信の方法を考えていきたいと思っておりますので、今後とも委員の方々に意見を聞きながら、進捗状況を丁寧に説明させていただければと思います。

もう一方の県版HACCPの認定制度につきましては、国が法律でHACCPを制度化し、引き上げた形になります。これに基づいて、各事業者も自主衛生管理の最高峰と言われるHACCPを意識しながら、衛生管理の水準を上げていくことになっていくと思います。兵庫県のHACCP認定制度は、世界的なHACCP認証であるISOやそういったものに比べて、値段が非常に安いこともあって結構人気がありましたが、ご意見にもありましたとおり、各業界のご意見も聞きながら、見直しの検討を進めていきたいと思っております。委員の皆様には、今後ともご意見を伺うこともございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。